科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年 5月22日現在

機関番号:11301 研究種目:若手研究(B) 研究期間:2009~2011 課題番号:21730101

研究課題名(和文) 著作権法における権利帰属の法理および権利行使のあり方に関する基礎

的考察

研究課題名(英文) Basic study on ownership and exercise of Copyright and Moral right

研究代表者

蘆立 順美 (ASHIDATE MASAMI)

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号:60282092

研究成果の概要(和文):

著作権の帰属に関しては、原則として、創作的表現の作出者を帰属主体とする原則が維持されるべきであり、このことは、著作物概念の理解とも整合的といえる。もっとも、創作にかかる投資を考慮し、創作投資者に権利を帰属させる、あるいは、法定上の権利移転を認める現行法上の制度の根拠からは、立法論として、特定の著作物類型に限定せず、法定上の権利の移転や一定の権利行使の制限を認めるとする制度の構築は否定されない。

研究成果の概要 (英文):

The principle which the author has copyright should be maintained in principle, and this is conformable to the understanding of the concept of work. But a possibility of building the system of the transfer of economic rights by law or of limitation of exercise of the rights would be acknowledged as legislation.

交付決定額

(金額単位:円)

			(
	直接経費	間接経費	合 計
2009 年度	700, 000	210,000	910, 000
2010 年度	700, 000	210,000	910, 000
2011 年度	600, 000	180, 000	780, 000
年度			
年度			
総計	2, 000, 000	600,000	2,600,000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学、新領域法学

キーワード:著作権、著作者

1. 研究開始当初の背景

インターネット等において流通している情報の多くは著作物であり、原則として、権利者以外の者がインターネット上でそれらを利用する場合には、一定の行為について権利者の許諾を要する。しかし、経済政策として情報コンテンツ産業の振興が目指される中、こうした権利許諾を事前に要求する法制

度が、情報コンテンツの流通や情報コンテンツを利用したビジネスの出現を抑制するのではないかという問題が意識され、政府の知的財産戦略本部は、2007年の知的財産推進計画の中で、デジタルコンテンツ流通のための新たな法制度を2年以内に策定することを明言するに至った。

これを受けて、総務省の情報通信審議会、 デジタルコンテンツ法有識者フォーラム、知 的財産研究所のデジタルコンテンツの保護・ 流通に関する調査研究委員会等から、デジタ ルコンテンツに適用される新規立法案等に ついての提言が出された。

もっとも、これらの提言が示す新たな法制 度と既存の知的財産法との関係は必ずしも 一様ではなく、著作権法の定める既存の権利 を前提として、一定の条件のもとに、その権 利を制限するものと位置付けるものや、権利 者に適用を望む法制度の選択を委ねるとい う制度を採用しているものなどが存在する が、いずれの場合も、著作権法自体の改正を 提言するものではなく、デジタルで商業的に 流通する情報に特化した法制度を提唱して いる。

こうしたアプローチを採用した理由として、ネットワーク環境において流通する情報に関わる権利は、著作権法上の権利だけも見たがあることから、著作権法のみを視野にも関わりうることから、著作権法のみがあるだけでは不十分であることがありもでは不十分であることがありもでは不十分であることがありまりにおける流通にする大が、日々変化にはがまりな方策であるという点で合理的というまりな方策であるという点で合理的といるものとの変容の必要性も含意しているものといえる。

2. 研究の目的

(1)本研究は、情報ネットワーク社会における情報流通促進に対応した著作権の解釈および法制度の在り方を検討するものである。

コンテンツ流通に関して指摘される問題の多くは、現行著作権法の定める制度から生じているものであり、同一の情報が、デジタルネットワーク環境においても、アナログ環境においても流通するものであることを考慮すれば、将来的に、より基本的な視点からの検討の必要性は否定されないように思われる。

将来の法制度として、デジタル環境に特化した法整備を進めるにせよ、著作権法自体の再構築を行うにせよ、現行法の各制度の理解を深化させることは、今後の法制度の在り方を考える際の一助になるといえよう。

(2) 著作権法が、コンテンツの情報流通に 影響を及ぼす要素としては、以下に挙げるよ うな様々なものが考えられる。

第1に、権利を原始的に誰に帰属させるか という権利の帰属のルール、第2に、権利範 囲と権利制限の範囲、第3に、登録制度等の 権利公示の制度の活用の可能性、第4に、権利の集中管理制度の活用の可能性、である。

本研究では、これらのうち、まず、第1の問題、すなわち、権利帰属のルールの在り方と、第2の問題、すなわち、権利者の権利行使のルールに関わる問題を中心として調査、研究を行うことを目的とする。

(3)権利の帰属に関して、著作権法は、著作物や著作物の創作形態に応じて、複数の制度を定めており、その中には、権利処理の簡便化を目的とするものも存在している。

特に、わが国の職務著作制度(著作権法 15条)は、著作権のみならず、著作者人格権をも法人に帰属させるという制度を採用しており、著作物の文化財的側面、特に人格的側面を強く保護する日本の著作権法のもとでは特異な規定ともいえるが、権利が一元化されるという点では、権利処理の簡便化に資するものとなっている。

また、多数の者が創作に関与する映画の著作物については、著作者を一定の範囲に限定する特別規定が存在し(著作権法 16条)、さらに、著作権についても一元化するための特則がおかれている(著作権法 29条)。

しかしながら、映画の著作物に関わる権利 については、映画の著作物に複製された著作 物の著作者は、映画の著作物の著作者とは独 立に、当該著作物に関する権利行使が可能で あるために、著作物利用の観点からみた場合 に、必ずしも権利処理の一元化が図られてい るとは言えない面を有している。

さらに、ネットワークで利用される著作物には、個人が著作者となるものが少なくない。 そこで、その他の著作物の類型や創作形態においても、同様の制度を採用することの可否等について検討するために、職務著作制度、および映画著作物の権利帰属に関する規定の趣旨および背景や、その他の著作物について、個人に権利を帰属させる制度を採用していることとの関係について分析を行う必要があるものと考える。

(4) なお、権利帰属に関しては、著作者人格権をどのように扱うかという問題が存在し、この点については、著作者人格権の性質の理解について明らかにする必要があるが、本研究では、この点については直接の研究対象とはしない。

3. 研究の方法

(1) まず、研究の中心となるのは、関連する文献や資料の調査、収集とその整理、分析となる。

① 著作権法に関しては、主に権利帰属に関するルールについての資料、文献の収集、裁判例の調査、及びこれらの整理、分析を行う。

わが国の著作権法に関しては、職務著作制 度と映画の著作物の権利帰属に関する規定が 中心となる。

② また、デジタルコンテンツの流通に対する法制度の整備を視野に入れた研究を行うことから、新規立法の動向に関する情報や資料の収集もあわせて行う。

デジタルコンテンツの流通の問題に関しては、その関係者が広範囲にわたっており、関係組織・企業または団体により研究会やシンポジウムが開催されたり、提言や報告書が多数公表されたりすることが予想される。そこで、情報収集の範囲については、新規立法や法改正に関するものに限定せず、関連の各団体が公表する報告書や意見表明等も対象とし、また、関連する研究会・シンポジウムが開催される場合には、それらに参加することにより、情報の収集に努める。

- ③ 本研究は、デジタルネットワーク環境に 関する議論を参照しながらも、著作権法の基 本法理の分析と再構築に主眼を持つものであ るから、収集・分析の対象となる文献・資料は、 特にデジタルネットワーク環境に関するもの には限定しない。
- (2) 比較の対象として、アメリカやイギリスの著作権法に関する権利帰属の制度に関して文献および資料の調査、収集、整理等を行う。

もっとも、イギリス法においては、著作物の概念に関して、創作者の個性を基準とするわが国とは異なる理解が示されており、それに伴って、著作者の概念について、必ずしもわが国と同様の理解がとられているわけではない。そこで、イギリス法については、著作者の理解を分析・検討するために、著作物の概念、特に創作性の理解についても調査の対象とする。

また、アメリカ法においては、同国の著作権法が公正利用(fair use)とよばれる制限規定の一般条項を有していることが、コンテンツ流通の促進に資するとの理解が示されているところであり、コンテンツ流通促進の点では、権利帰属のルールによる一元化についてはあまり焦点が当てられていない。しかし、権利帰属の法理による解決が十分ではない場合には、次の問題として、権利範囲の設定及び権利制限の範囲が問題となり得るため、こでは調査の対象とする。

(3)関係の研究会等に出席し、有益な知見 の獲得に努めるとともに、研究者との意見交 換を図る。

4. 研究成果

- (1) わが国の著作権法における権利帰属の 法理に関して、文献及び裁判例について調査 を行い、その分析を行った。
- ① 職務著作制度や、映画の著作物に関する 権利帰属の規定は、著作物の創作に係る投資 の回収手段を法人や映画製作者に確保する ことをその1つの目的としている。

特に、映画の著作物の著作権の帰属に関する裁判例においては、帰属主体である映画製作者の判断において、法的権利義務、経済的損益の帰属主体であることが示されている。

また、職務著作制度については、近時の裁判例において、要件該当性を判断するにおいて、その創作にかかる費用の負担を考慮するものが認められ、職務著作該当性を広く肯定する傾向が認められる。

- ② 加えて、職務著作制度においては、公表名義の要件についても柔軟な解釈を示す裁判例も認められ、ここでは、著作者人格権である氏名表示に関わる利益は、帰属の判断においては必ずしも決定的な要素とはされていない。
- (2) イギリス著作権法においては、創作者の個性の表れではなく、創作者の技能や労力に基づき著作物性を肯定する一般論を採用してきたが、こうした創作性判断は、実質的には特定の著作物類型に集中して適用されてきたものであり、必ずしも著作物一般に妥当しているとはいえない。

また、著作権法に関して欧州加盟国の国内法の統一を図る目的で制定された、各種の欧州指令 (Directive)の実現により、技能・労力基準を採用してきた特定の著作物 (データベース、コンピュータプログラム等) に関しては、創作性の概念について法改正がなされ、著作者独自の知的創作物に該当することが要求されることとなった。

さらに、欧州司法裁判所(Court of Justice of European Union)の判決は、上記の特定の類型の著作物以外についても、著作者独自の知的創作物を基準とした著作物概念を採用した。そのため、学説においては、著作物該当性基準の大きな変更を余儀なくされており、従来の基準の維持は困難であることを指摘する見解も生じている。

(3) さらに、欧州においては、著名な著作権研究者により、欧州著作権制度の明確化と統一化を図るためのプロジェクトが実施さ

れている。その成果として、2010年に、将来の欧州著作権制度の統一のためのモデルとして、欧州著作権コード(European Copyright Code)が作成、公表された。

そこでは、著作物について、著作者独自の知的創作物をいうとの定義が示されており(1条1項)、著作物概念については、著作者の個性を意味する創作性を基準として統一すべきことが示されている。

また、権利帰属については、著作者が著作権および著作者人格権の原始的帰属主体であることが規定される一方(2条2項、2条3項)、職務上、または使用者の指示により作成された著作物については、使用者に権利が譲渡されたものとみなすとの規定をおいている(2条5項)。ただし、使用者が有するのは経済的な権利のみであり、著作者人格権については譲渡されず、また、当事者の合意により異なる扱いとすることが認められている。

(4) 著作権の帰属に関しては、創作的表現の作出主体を原始的帰属主体とする原則を採用しており、このことは、著作物概念について、創作者の個性を要求する理解と整合的であると評価できる。欧州の動向からもこうした方向性が支持されている。

もっとも、こうした制度を前提としても、 創作にかかる投資を考慮して、創作投資者に 権利を帰属させる、あるいは、法定上の権利 移転を認める制度はすでに存在しており、そ こで示されている根拠を前提とするならば、 立法論として、映画の著作物に該当しない 作物についても、同様の考慮を認め、権利の 移転を原則とする制度を構築するの能性も 必ずしも否定されない。特に、二次的された で、既存の著作物を取り込んで作成された で、既存の著作物の権利に関してある 作物に対する、原著作物の権利に関してある 作物に対する、権利の法定移転や権利行使の制限 を認める法制度の構築が検討され得る。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ①<u>蘆立順美</u>、イギリスにおけるデータベース 保護の変容 (二)、法学、75 巻、査読無、2012 年、349~379 頁
- ②<u>蘆立順美</u>、〔判例評釈〕技術的制限手段の 意義と専用品該当性判断、判例速報解説、6 号、査読無、2010 年、279~282 頁
- ③蘆立順美、〔判例評釈〕自動車データベー

ス(翼システム)事件:中間判決、別冊ジュリスト著作権判例百選〔第 4 版〕、198 号、査読無、2009 年、 $50\sim51$ 頁

〔学会発表〕(計0件)

[図書] (計1件)

①大渕哲也、茶園成樹、平嶋竜太、<u>蘆立順</u>美、横山久芳、知的財産法判例集〔補訂版〕、 有斐閣、2010 年、241~263 頁、384~394 頁、419~423 頁

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日: 国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 種号: 取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

蘆立 順美 (ASHIDATE MASAMI) 東北大学・大学院法学研究科・准教授 研究者番号:60282092

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: